

沖縄県屋外広告物条例及び沖縄県景観形成条例の一部を改正する条例

(沖縄県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条」を「沖縄県景観形成条例（平成6年沖縄県条例第34号）第26条第1項」に、「沖縄県屋外広告物審議会」を「沖縄県景観形成審議会」に改める。

第49条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第52条に見出しとして「（両罰規定）」を付する。

第53条に見出しとして「（過料）」を付する。

(沖縄県景観形成条例の一部改正)

第2条 沖縄県景観形成条例（平成6年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「この条例」の次に「及び沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）」を加え、同条第2項中「この条例」の次に「及び沖縄県屋外広告物条例」を、「景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加える。

第27条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県附属機関設置条例の一部改正)

2 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県公共事業評価 監視委員会	県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。
沖縄県屋外広告物審 議会	屋外広告物に関する重要事項を調査し、及び必要に応じて知事に対し意見を具申すること。

を

沖縄県公共事業評価 監視委員会	県が実施している個別公共事業に関する事業評価について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。
--------------------	---

に

改める。

平成29年6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県土の景観形成に係る重要事項を一元的に調査審議することにより、景観形成の円滑な推進を図るため、沖縄県景観形成審議会に沖縄県屋外広告物条例の規定による調査審議事項を担当させる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。